

○第五建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する危険危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題 ・区内に都管理の洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	現状と課題 ・区内に都管理の洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	現状と課題 ・区内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていないが、洪水予報河川のうち芝川・新芝川の浸水予想区域に含まれている。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	現状と課題 ・区内に都管理の洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。			「首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。(建設局)」	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達実施機関に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組		・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組み(ホットメール)を構築していく。					・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)	
		R6年度		東京都からのホットメールの利用している					・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
		R7年度			東京都からのホットメールを利用している。				・洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、対象の区市に対して直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築し、運用している。(建設局)	
B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題 ・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	現状と課題 ・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	現状と課題 ・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	現状と課題 ・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	現状と課題 ・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。			「防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局)」 「水防防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画を配信している(建設局)。」	【区市町村】 全区区市町村を対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
	今後の具体的な取組	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)		
	R6年度	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村避難指示部署等で受信できる仕組みを構築した。	防災情報をメール・FAXで受信している。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村避難指示等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・新たに3河川を水位周知河川に指定した。(建設局) ・防災情報を区市町村避難指示部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(港湾局、建設局)		
	R7年度	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村避難指示部署等で受信できる仕組みを構築した。	防災情報をメール・FAXで受信している。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村避難指示等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・新たに1河川を水位周知河川に指定した。(建設局) ・防災情報を区市町村避難指示部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(港湾局、建設局)		
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の水害相対性(水害対応タイムライン)	現状と課題 ・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川がいたためタイムライン作成の予定はないが、その必要性について検討する。	現状と課題 ・内水氾濫を対象としたタイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する。	現状と課題 ・中川のタイムライン作成を検討している。 ・多機能連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討する必要がある。 ・想定浸水が速いため避難勧告等の必要性を検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	現状と課題 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・江戸川区では洪水予報河川及び水位周知河川は流れていないが、タイムライン作成の必要性について検討する。	現状と課題 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。			【区市町村】 全区区市町村を対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
	今後の具体的な取組	・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。	「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」のふり返しを行い、外水氾濫を対象としたタイムラインの実効性を高めることから取組んでいく。	・多機能連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討し必要に応じて作成していく。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。	「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」のふり返しを行い、外水氾濫を対象としたタイムラインの実効性を高めることから取組んでいく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水情報の危険度分布等の利活用促進を図る。		・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
	R6年度	・都管理河川(隅田川)については、氾濫想定がないので、タイムラインの作成や避難情報の発令基準の設定は必要ないと考えている。	・都管理河川(隅田川)については、氾濫想定がないものの、荒川下流タイムライン(拡大試行版)等のふり返しを行い、有事の際には準用できるように検討する。	・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討している。	引き続きタイムラインの充実を図っていく。	・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討している。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当部署との打ち合わせ等、連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜、助言を行っている。		・防災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、避難指示等タイムラインの作成の有無を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮浸水想定区域図の改定及び高潮特別警戒水位の設定を行った(港湾局、建設局)。	
	R7年度	・都管理河川(隅田川)については、氾濫想定がないので、タイムラインの作成や避難情報の発令基準の設定は必要ないと考えている。	・都管理河川(隅田川)については、氾濫想定がないものの、荒川下流タイムライン(拡大試行版)等のふり返しを行い、有事の際には準用できるように検討する。	・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を具体化している。 ・中川(都管理河川)の上流部(国管理部分)において、洪水が発生した場合の業務継続計画(水害BCP)を作成した。	引き続きタイムラインの充実を図っていく。	・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討している。 ・中川(都管理河川)の上流部(国管理部分)において、洪水が発生した場合の業務継続計画(水害BCP)を作成した。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当部署との打ち合わせ等、連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜、助言を行っている。 ・令和8年5月下旬からの防災気象情報の見直しに関して、大雨や高潮の危険度等の発表基準を東京都や区市町村と調整して新たに設定し、関係機関への周知を行っている。		・防災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、避難指示等タイムラインの作成の有無を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮浸水想定区域図の改定及び高潮特別警戒水位の設定済みである。(港湾局、建設局)	
③水害危険性の周知、IoTを活用した洪水・高潮情報の提供	現状と課題 ・河川水位や河川監視カメラ等のリアルタイム情報について住民への周知方法を確立し、洪水情報や避難情報等を住民へ確実に伝達される取組を進める。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。	現状と課題 ・避難情報等を発令する場合は、防災行政無線、防災車、区職員・消防団員等による巡回等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・隅田川(水害危険性の周知を行う河川)は、浸水予想区域図(内水のみ)に基づきハザードマップを作成し、公表している。	現状と課題 ・ホームページで河川水位や河川監視カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・情報の伝達は、防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)、緊急連絡メール(softbank、KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式ウェブサイト、区公式ツイッター、かつしかFM、J-COM東葛葛線、NHK総合テレビのデータ放送で行っている。	現状と課題 ・防災行政無線、エリアメール、緊急連絡メール、FMなどがわ、えどがわメールニュース、江戸川区公式ウェブサイト、ケーブルテレビ、区公式HP、区LINE、防災アプリ等、伝達手段の多岐化を図っている。 ・河川水位や河川状況のリアルタイム情報収集方法の検討をしている。	現状と課題 ・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水情報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数的予測値を気象庁ホームページで提供している。			「河川の状況をリアルタイムでわかりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防防災総合情報システム」やYouTubeで公開し、情報発信を強化している。(建設局)」 「発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局)」 「平常時から水位データ、英語のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)」	【区市町村】 全区区市町村を対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局	
	今後の具体的な取組	・引き続き、ハザードマップにより浸水予想を周知する。 ・他の課が実施している高齢者等へのスマホ教室で、防災行政無線のチラシを配布し、音声以外でも情報が収集できると周知した。 ・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	・各種媒体を活用し、防災行政無線子局の整備、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・情報収集方法について、出前講座や広報誌等で周知を図っていく。 ・より多くの聴覚・視覚障害者や要配慮者利用施設等に、電話・FAXで直接避難情報を伝達できるように、登録件数を増やせるように取り組む。	・河川情報の確認方法や提供元についてはハザードマップや「くらしの便利欄」に掲載しているため、水害時に活用してもらえよう区民に周知していく。 ・AIなどを活用して河川監視カメラの機能拡大を進めていく。			・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。 ・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)		
	R6年度	・情報が住民に確実に伝わるように、今年度固定系子局を増設する。 ・他の課が実施している高齢者等へのスマホ教室で、防災行政無線のチラシを配布し、音声以外でも情報が収集できると周知した。 ・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	・聴覚・視覚障害者や要配慮者利用施設等に、電話・FAXで直接避難情報を伝達できるように、登録件数増に取り組んだ。 ・令和2年度より防災行政無線確認アプリの配信を行なっている。 ・河川情報や気象情報の確認方法について、区ホームページや区水害ハザードマップに掲載し、区民向けに周知している。	・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	・引き続き気象庁ホームページでキキクル(危険度分布)や流域雨量指数的予測値等を提供するとともに、これらの活用について、都内の各区市町村長、防災担当部署との打ち合わせの際に周知や説明を実施した。			・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局) ・都民や高潮防災関係機関等に高潮に関する映像情報を迅速かつ的確に提供することを目的とし、ライブカメラを増設した。(港湾局) ・高潮防災総合情報システムについて、職員用機能及び公開用機能の改修を継続的に進めている。(港湾局)	
	R7年度	・情報が住民に確実に伝わるように、snsや固定系子局で周知している。 ・他の課が実施している高齢者等へのスマホ教室で、防災行政無線のチラシを配布し、音声以外でも情報が収集できると周知している。 ・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	・聴覚・視覚障害者や要配慮者利用施設等に、電話・FAXで直接避難情報を伝達できるように、登録件数増に取り組んだ。 ・令和2年度より防災行政無線確認アプリの配信を行なっている。 ・河川情報や気象情報の確認方法について、区ホームページや区水害ハザードマップに掲載し、区民向けに周知している。 ・防災情報を一元的に発信する防災ウェブポータルサイトの構築を進めている。	・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	・引き続き気象庁ホームページで警戒・注意報やキキクル(危険度分布)、流域雨量指数的予測値等の防災気象情報を提供するとともに、これらの活用について、都内の各区市町村長、防災担当部署との打ち合わせの際に周知や説明を実施していく。			・監視カメラや水位計を増設し、引き続き、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局) ・都民や高潮防災関係機関等に高潮に関する映像情報を迅速かつ的確に提供することを目的とし、ライブカメラを増設した。(港湾局) ・高潮防災総合情報システムについて、職員用機能及び公開用機能の改修を継続的に進めている。(港湾局)	

○第五施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。	現状と課題	・警戒レベルを用いた避難情報を発令している。 ・警戒レベルがまだ住民に浸透していない。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討した。 ・警戒レベルと避難行動を結びつこうと周知を図っていく。	・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。	・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。	・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要があります。 ・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。		【区市町村】 ・全区市町村が対象【気象台】 ・東京都 ・建設局、港湾局	
		今後の具体的な取組	・引き続き、警戒レベルを用いた避難情報を発令するとともに、警戒レベルも含めた避難情報の意味について啓発を行っている。	気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。		・引き続き、現状の取組を進めている。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしていく。(港湾局、建設局)		
		R6年度	・区民への講話の中で、警戒レベルと避難情報の関連性について説明を行った。	引き続き、警戒レベルが分かる形式での避難情報の発令についてより良い方法を検討するとともに、警戒レベルと避難情報の意味について、住民向けの啓発を進めている。	・避難情報を発令する際に、警戒レベルも併せて伝達する。 ・新たな防災気象情報について情報収集を行い、避難情報の発令方法について検討を進めている。	・引き続き、中央防災会議で定められた警戒レベルの表記等の変更があれば、それに合わせた見直しを検討する。	・防災気象情報の体系整理に係る検討・準備状況について、都道府県に説明を行った。 ・自治体向けの講習会や担当者打合せ、気象防災ワークショップなどの機会を通じて、防災気象情報と警戒レベルの説明を行った。 ・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけについて、令和6年5月27日から、対象地域をこれまでの地方単位から府県単位に絞り込んで発表する改善を行った。		・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)	
		R7年度	・区民への講話の中で、警戒レベルと避難情報の関連性について説明を行った。	引き続き、警戒レベルが分かる形式での避難情報の発令についてより良い方法を検討するとともに、警戒レベルと避難情報の意味について、住民向けの啓発を進めている。	・避難情報を発令する際に、警戒レベルも併せて伝達する。 ・新たな防災気象情報について情報収集を行い、避難情報の発令方法について検討を進めている。	・引き続き、中央防災会議で定められた警戒レベルの表記等の変更があれば、それに合わせた見直しを検討する。	・新たな防災気象情報の内容について、機を捉えて東京都や都内区市町村に説明を行った。 ・自治体向けの講習会や防災担当者との打合せ、気象防災ワークショップなどの機会を通じて、防災気象情報と警戒レベルの説明を行った。		・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)	
⑤防災施設に関する情報共有及びダム放流情報の活用	・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。	現状と課題							【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局	
		今後の具体的な取組								・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局) ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。(水道局、交通局)
		R6年度								・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)
		R7年度								・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。	現状と課題	・ハザードマップで水害時の水害時避難場所を公表している。 ・外水氾濫が想定されるときは、浸水区域外への広域避難を原則とする。 ・広域避難が難しい場合は、区内の水害時避難場所等へ避難する。 ・広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。 ・避難経路、避難方法が定まっていない。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・広域避難の際に具体的な収容施設を確保できていない。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定める必要がある。 ・特別区においては「特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定」を交わしている。 ・浸水区域外への広域避難を原則とする。 ・危険が逼迫し広域避難が困難となった場合は待避施設、地域防災拠点へ避難する。(区内:大島小松川公園、葛西南部地区、区外:国府台) ・区内の屋内施設に収容しきれない。 ・広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。 ・避難経路、避難方法が定まっていない。	・特別区においては「特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定」を交わしている。 ・浸水区域外への広域避難を原則とする。 ・危険が逼迫し広域避難が困難となった場合は待避施設、地域防災拠点へ避難する。(区内:大島小松川公園、葛西南部地区、区外:国府台) ・区内の屋内施設に収容しきれない。 ・広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。 ・避難経路、避難方法が定まっていない。	・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)		【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局、教育庁	
		今後の具体的な取組	・引き続き、ハザードマップで水害時避難場所を周知する。 ・引き続き、江東5区広域避難推進協議会において、広域避難の実現に向けて検討を行っている。	・避難場所等の情報共有など隣接区等と連携を図っていく。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区、隣接県等と連携を図っていく。 ・引き続き、江東5区広域避難推進協議会及び首都圏における大規模水害広域避難検討会において、広域避難の実現に向けて検討を行った。 ・国や都、近隣自治体と連携して広域避難における必要の周知や広域避難先の確保並びに整備を引き続き進めている。	・避難場所等の情報共有など隣接区、隣接県等と連携を図っていく。 ・引き続き、江東5区広域避難推進協議会及び首都圏における大規模水害広域避難検討会において、広域避難の実現に向けて検討を行った。	・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)			
		R6年度	・都管理河川においては氾濫の想定はないが、荒川の氾濫を想定し、引き続き、江東5区広域避難推進協議会及び首都圏における大規模水害広域避難検討会において、広域避難の実現に向けて検討を行った。 ・民泊事業者と協定を締結し、水害時の要配慮者等の避難場所を確保をした。 ・旅行事業者と協定を締結し、水害時の移動手段の確保をした。 ・茨城県常総市に視察にいき、災害時の対応等について意見交換を行った。	都管理河川においては氾濫の想定はないが、荒川の氾濫を想定し、引き続き、江東5区広域避難推進協議会をはじめとした広域避難に係る協議会等において、広域避難情報の発令や広域避難先の確保・運営方法についてなど、引き続き協議していく。	・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。 ・江東5区広域避難推進協議会及び首都圏における大規模水害広域避難検討会において、国や都、近隣自治体と連携して広域避難における必要の周知や広域避難先の確保並びに整備を引き続き進めている。 ・協定自治体と広域避難者の受入について引き続き協議をしていく。	・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図の改定を行った。引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの作成を支援していく。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模水害時の広域避難等を円滑に実施するために、各機関が連携して必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)				
		R7年度	・都管理河川においては氾濫の想定はないが、荒川の氾濫を想定し、引き続き、江東5区広域避難推進協議会及び首都圏における大規模水害広域避難検討会において、広域避難の実現に向けて検討を行った。 ・水害時の移動手段の確保のため、旅行事業者と協定を締結しているため、訓練を実施し連携を深めた。	都管理河川においては氾濫の想定はないが、荒川の氾濫を想定し、引き続き、江東5区広域避難推進協議会をはじめとした広域避難に係る協議会等において、広域避難情報の発令や広域避難先の確保・運営方法についてなど、引き続き協議していく。	・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。 ・江東5区広域避難推進協議会及び首都圏における大規模水害広域避難検討会において、国や都、近隣自治体と連携して広域避難における必要の周知や広域避難先の確保並びに整備を引き続き進めている。 ・協定自治体と広域避難者の受入について引き続き協議をしていく。	・引き続き、江東5区広域避難推進協議会及び首都圏における大規模水害広域避難検討会において、広域避難の実現に向けて検討を行った。	・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・区において雨水出水浸水想定区域図の作成、公表を行った。多摩郡について引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・新たに設置した都内自治体や関係機関を構成員とする「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」において、都の広域避難計画である「東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対策要領」の策定に向けた検討を進めている。(総務局) ・都立学校等に知し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知を行った。(教育庁)			

○第五施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管轄河川(河川)等とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況、訓練の実施状況の確認	現状と課題 今後の具体的な取組	・区内の都管理河川において洪水が想定されている河川はないが、荒川の浸水想定区域内において、避難確保計画の作成について確認が必要な状況である。	・洪水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していく必要がある。 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設や地下街等において、避難確保・浸水防止計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。	・洪水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することには時間を要する。	・避難確保計画を作成すべき要配慮者利用施設が整理されていない。 ・地域防災計画に定めた地下街等については避難確保、浸水防止計画が作成されている。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局) ・東京都豪雨対策基本方針に基づき、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働した計画の策定等を行うことを目的とした「東京都市街等浸水対策協議会」を設置、大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉局、保健医療局) ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)	[区市町村] 全区市町村が対象 [東京都] 建設局、下水道局、港湾局、福祉局、保健医療局、教育庁、生活文化局、都市整備局(一、二、三、四、六建管内のみ)
		・避難確保計画の作成が必要な要配慮施設について、その作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	・洪水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。	・要配慮者利用施設の施設類型ごとに、留意すべきことを記載した避難確保計画の雛形を作成する。 ・避難確保計画の作成や避難訓練の実施に向けた説明会を実施する。	・要配慮者利用施設を整理して地域防災計画に定める。 ・避難確保計画の作成にあたり、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が参考にとできるひな形を作成する。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・必要に際し、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行うとともに、私学部が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化局) ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局) ・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監督等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉局、保健医療局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村の内水ハザードマップの基となる、区市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)	
		・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成状況を確認した。 ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成状況を確認した。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。 ・地域防災計画に定めた施設等のうち、令和5年3月に改定した「墨田区水害ハザードマップ」に掲載の高潮想定に対応する内容への修正が未対応の施設に対し、対応を依頼した。(対応率 79%) ・訓練実施後の区への報告の義務について、今後施設へ通知する。 ・旅行事業者と協定を締結し、協定締結式では、福祉バスの作動訓練を行った。	・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保・浸水防止計画の作成状況や更新と訓練の実施状況の把握に努め、また、未提出の施設に対しては、メール等でリマインドを数回行い、避難確保計画策定率や避難訓練実施率の向上に努めている。	・令和5年度地域防災計画に定めた要配慮者利用施設1224施設(事業廃止に伴い施設数減少)に対して、作成率100%に向けて主管理とも連携し対応している。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練の実施状況の確認について主管理と連携して対応していく。	・令和5年度地域防災計画に定めた要配慮者利用施設1224施設(事業廃止に伴い施設数減少)に対して、作成率100%に向けて主管理とも連携し対応している。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練の実施状況の確認について主管理と連携して対応していく。	・各自自治体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。 ・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、防災気象情報の活用方法について説明会を実施している。	・各自自治体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。 ・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、防災気象情報の活用方法について説明会を実施する予定。	・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、アンケート調査を実施し、結果の共有を行った。また、アンケート結果を踏まえ、関東地区と合同の意見交換会を開催することで必要な支援を行った。(建設局) ・高潮浸水想定区域図の策定を行った。引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、各地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、新橋地区、有楽町地区の訓練では、避難誘導の実効性を向上させるため小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを開催した。(都市整備局) ・避難経路の精査については、八重洲地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサインボードで上映した。(都市整備局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・所管法令に基づく指導監督等の際に避難確保計画の確認を実施。(福祉局・保健医療局)
・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成状況を確認した。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認していく。 ・地域防災計画に定めた施設等のうち、令和5年3月に改定した「墨田区水害ハザードマップ」に掲載の高潮想定に対応する内容への修正が未対応の施設に対し、対応を依頼した。(対応率 79%) ・訓練実施後の区への報告の義務について、今後施設へ通知する。	・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成状況や更新と訓練の実施状況の把握に努め、また、未提出の施設に対しては、メール等でリマインドを数回行い、避難確保計画策定率や避難訓練実施率の向上に努めている。	・令和6年度地域防災計画に定めた要配慮者利用施設1181施設(事業廃止に伴い施設数減少)に対して、作成率100%に向けて主管理とも連携し対応している。 ・また、避難確保計画の作成後、長期間更新がない施設に対し、計画の変更や施設状況の変化等、計画の実効性の確認を進めていく。 ・関係部署と連携し、避難確保計画の作成や訓練の実施を進めていく。	・令和6年度地域防災計画に定めた要配慮者利用施設1181施設(事業廃止に伴い施設数減少)に対して、作成率100%に向けて主管理とも連携し対応している。 ・また、避難確保計画の作成後、長期間更新がない施設に対し、計画の変更や施設状況の変化等、計画の実効性の確認を進めていく。 ・関係部署と連携し、避難確保計画の作成や訓練の実施を進めていく。	・各自自治体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。 ・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明会を実施する予定。	・各自自治体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。 ・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明会を実施する予定。	・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、調査を実施し、結果を取りまとめて情報の共有を行った。(建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水等のハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。(都市整備局) ・出水期前の地区部会では、地下街等の施設管理者と訓練を行った上で、実働訓練の実施を行い、浸水への対応を強化した。(都市整備局) ・さらに新宿東地区及び大平町地区では、小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを開催し、水害に対する意識啓蒙の促進を図るとともに、施設管理者と防災時の避難行動の実効性を高める指導を行った。(都市整備局) ・平成20年に策定した東京都地下空間浸水対策ガイドラインについて、気候変動の影響や地下空間を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、今日技術開発の進歩が目覚ましいICT技術等を活用し、最新かつ安全かつ安心な地下街等場を有する中小ビルや個人住宅の所有者、大規模地下街等の管理者等が、安全な地下空間を確保するための指針とした。(都市整備局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化局) ・所管法令に基づく指導監督等の際に避難確保計画の確認を実施。(福祉局・保健医療局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知を行った。(教育庁)			

平塚からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項目	東京都管轄河川(河川)等とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有	現状と課題 今後の具体的な取組	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有 ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を指定(水防法第14条) ・想定最大規模の高潮に係る浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し						・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図等を作成する必要がある(建設局、下水道局)。	[東京都] 建設局、下水道局、港湾局 [区市町村] 区市町村のみが対象(下水道等施設に関する雨水出水(内水)への対応)
		・引き続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(下水道局) ・引き続き、区市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(下水道局) ・高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図等を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。						・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成し指定・公表した。(建設局) ・引き続き、雨水出水浸水想定区域図を作成。(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を指定・公表済である。(建設局) ・区部について水防法に基づく雨水出水浸水想定区域図の作成・公表を行った。(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)							

○第五施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	<p>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。</p> <p>・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。</p> <p>・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。</p>	<p>・区内の都管理河川においては洪水による浸水予想区域外である。</p> <p>・内水による浸水予想区域図は、荒川の浸水想定区域図とあわせてハザードマップを作成している。</p> <p>・作成時の全戸配布、区役所及び出張所窓口での随時配布、区ホームページでの公表により周知している。</p> <p>・ハザードマップ(荒川浸水想定区域図、隅田川及び新河岸川浸水予想区域図、江東内都河川浸水予想区域図)の主な掲載項目は次のとおり(避難施設、洪水予報等の伝達方法、避難勧告に関すること、水害に備えた心構え、水害時危険箇所等)</p>	<p>・江東内都河川については、氾濫による浸水被害は想定されていない(東京都建設局の浸水予想区域図より)</p> <p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成している。なお、区役所と出張所、図書館で配架と、区ホームページで公表周知している。</p> <p>・東京都が公表している高潮浸水想定区域図を基に、高潮ハザードマップを作成している。なお、作成時には全戸配布を行い、転入者には随時配布して、区役所と出張所、図書館では配架を行っている。また、区ホームページで公表し、周知している。</p>	<p>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。</p> <p>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p> <p>・転入者に配布している。</p> <p>・作成時には、全戸配布をした。</p> <p>・出前講座や防災訓練時に配布している。</p>	<p>・ハザードマップはHPで公開しており周知を図っている。</p> <p>・洪水や高潮の浸水想定区域図の公表に伴い、内水もきめた水害ハザードマップを見直すこととしている。</p> <p>・住民が理解しやすく、確実な避難へつなげる表現方法を検討する必要がある。</p>			<p>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。(建設局、港湾局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局</p>
		<p>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</p>	<p>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</p>	<p>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</p>	<p>・簡潔で分かりやすい内容であり、住民の避難行動を促すハザードマップを作成する。</p> <p>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</p>		<p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</p> <p>・区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>		
		<p>・区民向けの防災講話や町会の拠点会議等の場を通じ、ハザードマップの説明や資料配布を実施し、啓発を行った。</p> <p>・観光部門と連携し、水害ハザードマップのQRコードを外国人旅行者向けのチラシに掲載するといったインバウンド向けの防災対策を進めた。</p>	<p>・6月1日号の区報において、水害ハザードマップの紹介を行った。</p> <p>・東京都高潮浸水想定区域図の改定に基づきハザードマップの改定を予定している。</p>	<p>・地域ごとのハザードマップ説明会や出前講座を実施して、周知を図った。</p>	<p>・現行のハザードマップを基に、意見聴取会での意見を踏まえた区民に分かりやすい構成のハザードマップに改訂する予定。</p>		<p>・引き続き市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>		
<p>・区民向けの防災講話や町会の拠点会議等の場を通じ、ハザードマップの説明や資料配布を実施し、啓発を行った。</p>	<p>・4月21日号の区報において、水害ハザードマップの紹介を行った。</p> <p>・東京都高潮浸水想定区域図の改定に基づき令和7年3月に高潮ハザードマップの改定を実施し、令和7年6月に全戸配布が完了した。</p> <p>・弱視の方向けの点字版、音声版ハザードマップを作成し、配布した。</p>	<p>・令和7年3月に改定を行った水害ハザードマップについて、地域ごとのハザードマップ説明会や出前講座を実施して、周知を図った。</p>	<p>・意見聴取会での意見を踏まえた区民に分かりやすい構成のハザードマップを全戸配布。</p> <p>・住民説明会の実施</p>		<p>・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>				
⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組事例を共有する。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組みは行っていないが、他区市町村の取組事例を参考に必要性等を検討している。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組(準取組)として、昭和34年から設置している水車標により、本区の地理的特性を普及啓発している。</p> <p>・「まるごとまちごとハザードマップ」実施に向け、他区市町村の取組事例を参考に具体的な設置場所と設置方法を検討する。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。</p> <p>・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。</p> <p>・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく必要がある。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設・防災行政無線標・堤防法面・河川水位表示塔を中心に看板を設置している。</p>		<p>・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局</p>	
		<p>・引き続き、他区市町村の取組事例を参考に必要性等を検討していく。</p>	<p>・ハザードマップ等により、本区の地理的特性を普及啓発する。</p> <p>・本年度の「まるごとまちごとハザードマップ」実施に向け、具体的な設置場所と設置方法、並びに設置後の活用方法について関係機関と検討する。</p>	<p>・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。</p> <p>・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設や電柱を中心に看板の設置を検討していく。</p>		<p>・引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。(建設局)</p>		
		<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」に類似した取組みとして、電柱に共架する広告に、荒川氾濫時における想定浸水深等が掲載できる協定における掲載者の募集を引き続き行った。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の事業として、避難所に指定されている公共施設、小中学校などに92か所を設置を予定している。</p>	<p>・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していくとともに、見やすい分かりやすい表示方法を他自治体の取り組みを参考に引き続き検討していく。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設・堤防法面・河川水位表示塔を中心に看板を設置している。</p>		<p>・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)</p>		
<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」に類似した取組みとして、電柱に共架する広告に、荒川氾濫時における想定浸水深等が掲載できる協定における掲載者の募集を引き続き行った。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の事業として、避難所に指定されている公共施設、小中学校などに2か所に浸水の深さを標示したハザードサインを令和7年3月に設置した。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組として、浸水深を表した洪水標識を区内全域の電柱に設置して、より多くの方々に日常時から河川が氾濫した場合の浸水深を認識していただき、水防意識の向上を図っている。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設・堤防法面・河川水位表示塔を中心に看板を設置している。</p>		<p>・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)</p>				
⑪浸水実績等の周知	<p>・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。</p>	<p>・窓口及び電話対応で浸水実績を公表している。</p> <p>・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・ホームページと窓口での公表を継続していく。</p>	<p>・ホームページで浸水実績を公表している。</p> <p>・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介している。</p>		<p>・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局)</p> <p>・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局</p>	
		<p>・住民等へ効果的に周知する取組内容を検討していく。</p>	<p>・ホームページと窓口で公表している。</p> <p>・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。</p>	<p>・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。</p>	<p>・引き続き、ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介していく。</p>		<p>・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)</p>		
		<p>・窓口及び電話で浸水実績を公表している。</p> <p>・インターネット上でGISにて浸水実績を公開している。</p>	<p>・ホームページと窓口で公表した。</p> <p>・過去の水害の記録や歴史の展示会を開催した。</p>	<p>・マイタイムラインをハザードマップにも掲載して、周知を図っている。</p> <p>・窓口や電話で浸水実績を提供している</p>	<p>・ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介している。</p>		<p>・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。(建設局)</p> <p>・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの運用開始を予定している。(建設局)</p>		
<p>・窓口及び電話で浸水実績を公表している。</p> <p>・インターネット上でGISにて浸水実績を公開している。</p>	<p>・ホームページと窓口で公表した。</p> <p>・過去の水害の記録や歴史の展示会を開催した。</p>	<p>・区役所窓口にて浸水履歴を公表するとともに、電話での浸水履歴の情報提供を実施している。</p>	<p>・ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介している。</p>		<p>・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。(建設局)</p> <p>・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムを公開し、運用している。(建設局)</p>				

○第五施設事務所理事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	現状と課題	・自動の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・自動の取組を促すために、東京都マイタイムラインの冊子を窓口にて配布している。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・水害ハザードマップ説明会を継続して実施し、多くの方に周知している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局	
	今後の具体的な取組	・住民一人ひとりの自動を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自動を支援する取組を検討していく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・ハザードマップに同梱した【わが家の広域避難計画】を家族で検討するように説明会を通じて促していく。			・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じたマイタイムライン普及拡大に取り組み。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)		
	R6年度	・イベントや防災講話の際に「東京マイタイムライン」を配布し、周知を行った。 ・区民向けの防災講話や町会の拠点会議等の場を通じ、墨田区水害ハザードマップの説明や資料配布を実施し、啓発を行った。(当該ハザードマップにマイタイムラインを記入できる項がある) ・共助の取組として、町会・自治会による個別避難支援プランの作成を促進しており、作成支援マニュアルに先進町会の取組事例を掲載した。(個別避難支援プランの累計作成数(R5年度末時点):428件)	・住民一人ひとりの自動を支援する取組を検討していく。 ・避難計画に関する自動の支援として、東京都マイタイムラインの窓口配布を継続している。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続きハザードマップに同梱した【わが家の広域避難計画】を家族で検討するように防災講演会等を通じて促していく。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイタイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用車向上を目標として、電車内広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組みしている。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイタイムラインセミナーを実施している。(総務局)		
	R7年度	・イベントや防災講話の際に「東京マイタイムライン」を配布し、周知を行った。 ・区民向けの防災講話や町会の拠点会議等の場を通じ、墨田区水害ハザードマップの説明や資料配布を実施し、啓発を行った。(当該ハザードマップにマイタイムラインを記入できる項がある) ・共助の取組として、町会・自治会による個別避難支援プランの作成を促進している。(個別避難支援プランの累計作成数(R6年度末時点):833件)	・住民一人ひとりの自動を支援する取組を検討していく。 ・避難計画に関する自動の支援として、東京都マイタイムラインの窓口配布を継続している。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・ハザードマップの【わが家の広域避難計画】【わが家の避難計画】を家族で検討するように防災講演会等を通じて促していく。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発した。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施した。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイタイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用車向上を目標として、SNS広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組みしている。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイタイムラインセミナーを実施している。(総務局)		
	現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿を区地域防災計画に位置付け、すでに作成を完了している。 ・名簿の更新、避難行動支援プランや個別計画策定について、取組を進めている。				・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っている。(福祉局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉局
	今後の具体的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させる方策を検討していく。	・引き続き、名簿の更新、避難行動支援プランや個別計画策定について、取組を進めていく。 ・要配慮者利用施設からの依頼に基づき、江戸川区水害ハザードマップの説明会を随時実施して、水害リスクの周知を行う。				・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っていく。(福祉局)	
B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難行動要支援者への水害リスク周知について、検討する。	R6年度	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。	・防災士の資格取得の助成を行っている。 ・個別避難計画策定について、福祉部及び健康部と連携して取組を進めた。	・避難行動要支援者名簿(14,600名)を作成し、避難支援等関係者(警察、消防)へ名簿提供を行った。 ・今後、民生委員や町会・自治会など避難支援者となりうる方々とも各層階級を共有し避難支援の実行力を高めるため、本人作成のほか福祉専門職による個別避難計画の作成を通じてハザードも考慮した避難先をお知らせした。	・避難行動要支援者名簿(14,600名)を作成し、避難支援等関係者(警察、消防)へ名簿提供を行った。 ・今後、民生委員や町会・自治会など避難支援者となりうる方々とも各層階級を共有し避難支援の実行力を高めるため、本人作成のほか福祉専門職による個別避難計画の作成を通じてハザードも考慮した避難先をお知らせした。	・東京都社会福祉協議会と連携し、「防災気象情報」の活用説明会を地域ブロックごとに実施中。(令和6年度は八王子、城南、城西、城北)	区市町村の効率的・効果的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。(福祉局)		
	R7年度	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。 ・個別避難計画が未作成である成層階(1～3階)に居住する要配慮者や要介護5の高齢者等を対象に、福祉専門職の参画のもと、計画の作成を進めた。	・防災士の資格取得の助成を行っている。 ・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。 ・個別避難計画が未作成である成層階(1～3階)に居住する要配慮者や要介護5の高齢者等を対象に、福祉専門職の参画のもと、計画の作成を進めた。	・本人作成のほか福祉専門職による個別避難計画の作成を通じてハザードも考慮した避難先をお知らせした。 ・福祉避難所や被災者支援の協定団体との連絡会や、福祉専門職への研修等の場を活用し、避難支援等の実効性を高めることにも、水害リスクの周知を行った。	・東京都社会福祉協議会と連携し、機を捉えて令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明する予定。		区市町村の効率的・効果的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。(福祉局)		
	現状と課題	・「墨田区防災士育成事業」を実施し、防災士資格の取得支援を行っている。	・避難所毎に行う連絡会や、町会等が行う防災訓練、講話等を通じて、水害についての普及啓発活動を行っている。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・町会、自治会へハザードマップ説明会を実施し江戸川区の水害リスクを周知している。				・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	今後の具体的な取組	・防災士資格取得者による協議会(墨田区防災士ネットワーク協議会)にて、災害対策の見識を深める取組を行い、地域の防災訓練等へ派遣する。	・引き続き、防災訓練、講話等普及啓発活動を実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・地域力防災力向上に向けハザードマップ説明会時に共助の必要性を説明して行。			・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)		
	R6年度	・防災士資格取得者による協議会(墨田区防災士ネットワーク協議会)にて、災害対策の見識を深める取組を行い、地域の防災訓練等へ派遣した。 ・上記協議会で茨城県常総市役所へ行き、被災した際の話を対応を学んだ。 ・熊倉半島地震を受けて、新規に防災士育成事業を行い、女性や若者の防災士を増やした。	・地域力防災力向上に向けハザードマップ説明会時に共助の必要性を説明して行。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・防災士の資格取得の助成を行っている。 ・地域で開催される防災に関するセミナーやワークショップに防災に専門知識がある委託者を派遣している。	・将来を担う子どもたちへの防災教育として、大規模水害について、区内全小中学校の在学中(3～6年生のいずれか)の児童を対象に防災学習を実施している。	・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施している。(総務局)			
	R7年度	・防災士資格取得者による協議会(墨田区防災士ネットワーク協議会)や防災士研修会を実施し、災害対策の見識を深める取組を行い、地域の防災訓練等へ派遣した。	・地域力防災力向上に向けハザードマップ説明会時に共助の必要性を説明して行。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・防災士の資格取得の助成を行っている。 ・地域で開催される防災に関するセミナーやワークショップに防災に専門知識がある委託者を派遣している。	・将来を担う子どもたちへの防災教育として、大規模水害について、区内全小中学校の在学中(3～6年生のいずれか)の児童を対象に防災学習を実施している。	・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発した。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施した。(総務局)		
D 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	現状と課題	・区内の都管理河川において洪水が想定されている河川はないが、関係機関が連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの区民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・水防訓練の中で、関係機関が連携した訓練を実施している。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・区内の一部の町会で地震を想定した住民の避難訓練を実施している。			・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
	今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの区民が参加できる訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。			・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)		
	R6年度	・総合防災訓練として、避難所開設訓練を行い、避難者役としての役割を担った。 ・上記の避難所訓練を広報で区民に周知した。 ・動物の避難協定や、福祉避難所の開設の協定締結事業者と協力してもらい、避難所開設訓練を実施した。	水防訓練として各関係機関と連携し訓練を実施しているもの、住民が参加する訓練内容について引き続き検討を進めていく。 ・避難所開設訓練として、地域町会と協力した訓練を実施している。	・各関係機関と連携し、住民が参加する訓練内容について、引き続き検討していく。 ・避難所開設訓練として、地域町会と協力した訓練を実施している。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について引き続き検討していく。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知を行った。 ・5月25日 東京消防庁・足立区総合水防訓練 プース展示 ・6月28日 東京都風水害図上訓練 気象講義 ・8月6日 練馬区災害対策本部設置訓練 気象講義 ・10月20日 清瀬市総合防災訓練 プース展示 ・10月22日 東京都風水害図上訓練 気象講義 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 プース展示・実演 ・11月14日 東京都図上防災訓練(南海トラフ) 解説	・多摩川や荒川流域の大規模風水害を想定し、江東・多摩地域の8自治体と連携し、図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)			
R7年度	・町会等が実施する防災訓練に、防災士にも協力いただき区民の避難準備を促す。 ・訓練の一環で協定締結事業者と災害時の動きを確認し連携を深めた。	水防訓練として各関係機関と連携し訓練を実施しているもの、住民が参加する訓練内容について引き続き検討を進めていく。 ・避難所開設訓練として、地域町会と協力した訓練を実施している。	・各関係機関と連携し、住民が参加する訓練内容について、引き続き検討していく。 ・避難所開設訓練として、地域町会と協力した訓練を実施している。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について引き続き検討していく。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知・広報を行った。 ・5月24日 東京消防庁・北区総合水防訓練 ・8月31日 東京都・羽村市・日の出町総合防災訓練 ・9月28日 千代田区防災フェスタ ・10月5日 八丈町防災訓練 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 ・11月15日 東京都・新島村総合防災訓練 ・11月16日 三鷹市総合防災訓練	・超大型で猛烈な台風との接近及びそれに伴う集中豪雨等の発生を想定し、都内の自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)				

○第五施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑨防災教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副読本や立体地形図により、区の地理的特徴と水害に弱い地域であることを学習している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課外授業等を通して防災教育を実施している。</li> <li>・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合学習の中で風水害に係る防災教育を実施している。</li> <li>・大規模水害について、区内全小学校の在学中(3～6年生の時どずるか)の児童を対象に防災学習を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ウー・カンポッププログラム「経験したことがない大雨 その時どうするか」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。</li> <li>・東京都教育庁との連携を模索して、教育庁教育指導課を訪問したが、具体的な成果はなかった。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局)</li> <li>・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【区市町村】全区市町村が対象</li> <li>【東京都】教育庁、生活文化局、総務局</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の充実を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の総合学習の中で防災教育を継続していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化局)</li> <li>・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校からの要望により、授業にて水害に関する講話を実施した。</li> <li>・区の防災センター見学に来た小学生に対して、区の防災施設や事業に関して説明を行った。</li> <li>・地震や水害のDVDを貸与し、授業中に見学対応を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の充実のための取り組みを引き続き検討している中で、個別の取り組みとして以下のことを行った。</li> <li>・小学校で行う防災教育の事前相談として、教員との意見交換を実施した。</li> <li>・小学校に対して防災講話を実施した。</li> <li>・区内都立高校や特別支援学校の教員との意見交換を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育として、関係部署と連携しながら小中学校等へ出前講座等を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模水害について、区内全小学校の在学中(3～6年生のいずれか)の児童を対象に防災学習を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清瀬市教育委員会と連携して「清瀬こども大学」を7月26日～27日に実施し、小学4年から6年生13人が参加し、気象と防災に関する授業を行った。</li> <li>・荒川下流河川事務所と連携し、北区都の北学園に対する防災教育を11月15日に実施。実験展示等を交え普及啓発を行った。</li> <li>・北区教育委員会の依頼で、区立幼稚園、小中学校の防災担当教諭を対象とした防災講座を実施した。</li> <li>・瑞穂町教育委員会と連携し、瑞穂第一、第三、第四小学校の3校において気象防災に関する授業を行った。</li> <li>・東久留米市立小山小学校、渋谷区立幡代小学校、世田谷区立代田小学校、台東区谷子ともクラブ、アスの遠東緑子ともクラブにおいて気象防災をテーマとする出前講座を行い、小学生に対して気象現象と情報の得方、用い方を説明した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局)</li> <li>・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局)</li> <li>・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局)</li> <li>・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局)</li> <li>・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁)</li> <li>・学校における安全教育的な基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁)</li> <li>・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校からの要望により、授業にて水害に関する講話を実施した。</li> <li>・区の防災センター見学に来た小学生に対して、区の防災施設や事業に関して説明を行った。</li> <li>・地震や水害のDVDを貸与し、授業中に見学対応を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の充実のための取り組みを引き続き検討している中で、個別の取り組みとして以下のことを行った。</li> <li>・小学校に対して防災講話を実施した。</li> <li>・区内都立高校や特別支援学校の教員との意見交換を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育として、関係部署と連携しながら小中学校等へ出前講座等を実施した。</li> <li>・東京都のマイタイムライン(小学生向け)を利用した授業を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模水害について、区内全小学校の在学中(3～6年生のいずれか)の児童を対象に防災学習を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清瀬市教育委員会と連携して「清瀬こども大学・気象の部」を7月25日～26日に実施し、小学4年から6年生14人が参加し、気象と防災に関する授業を行った。</li> <li>・荒川下流河川事務所と連携し、北区立都の北学園に対する防災減災教育を6月13日に実施。実験展示等を交え普及啓発を行った。</li> <li>・11月20日、北区教育委員会の依頼で、区立幼稚園、小中学校の防災担当教諭を対象とした防災講座を実施した。</li> <li>・東久留米市立小山小学校、墨田区立押上小学校、啓明学園中学校において気象防災、地震防災をテーマとする出前講座を行い、小学生に対して気象現象と情報の得方、用い方を説明した。</li> <li>・全国「東京都学校安全教育研究会の次会会場校となっている調布市立富士見台小学校において研究授業の教案作成等に協力し、ゲストティーチャーとして、台風防災、火山防災、マイ・タイムライン作成についての授業を実施した。</li> <li>・東京都立紅葉川高校の地理科教諭と共同で、「地理総合・防災分野」の指導案を作成し、授業を実施した。</li> <li>・清瀬市立第十小学校・第五中学校避難所運営委員会主催の防災フェスタに出席して、気象防災に関する普及啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局)</li> <li>・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局)</li> <li>・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局)</li> <li>・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局)</li> <li>・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁)</li> <li>・学校における安全教育的な基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁)</li> <li>・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)</li> </ul>		

円滑かつ迅速な避難に関する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑩水位計、河川監視用カメラ等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省において関防を込めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの高精度監視水位計の情報を共有する。</li> <li>・水位計(危機管理型を含む)、河川監視用カメラの配置検討と設置状況(設置予定含む)を共有する。</li> <li>・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が隅田川に水位計を設置しているため、これらの水位を必要に応じて確認している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が設置する水位計や河川監視用カメラを確認している。</li> <li>・一部の河川において、区独自に水位計を設置し監視している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位計や河川監視用カメラを設置していない河川がある。</li> <li>・水位計や河川監視用カメラを設置する必要性を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位計や河川監視用カメラを設置していない河川がある。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局)</li> <li>・狭いスペースや電源確保が困難な場所への設置検討、計画段階から実施主体間での設置情報の共有化、水位計やカメラ以外の観測機器導入に向けた情報収集が必要である。(建設局)</li> <li>・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(交通局)</li> <li>・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水道局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【区市町村】全区市町村が対象</li> <li>【東京都】建設局、水道局、交通局</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、既に設置されている水位計を活用していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、既に設置されている水位計を活用していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位計、河川監視用カメラの設置について検討していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局)</li> <li>・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局)</li> <li>・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害や災害発生時に情報収集するための高所カメラを更新した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度に河川監視カメラを7台設置し、区ホームページで区民が常時確認できるように公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や東京都へ河川監視カメラの設置を要望し、設置された第1期が常時確認できるように公開している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局)</li> <li>・調節池の貯留率および取水口の映像を新たに公開した。(建設局)</li> <li>・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局)</li> <li>・引き続き放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害や災害発生時に情報収集するための高所カメラを運用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度に河川監視カメラを7台設置し、区ホームページで区民が常時確認できるように公開している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や東京都へ河川監視カメラの設置を要望し、設置された第1期が常時確認できるように公開している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川監視カメラや水位計の増設を行い、今後も引き続き増設について検討していく。(建設局)</li> <li>・調節池の貯留率および取水口の映像を公開し、運用している。(建設局)</li> <li>・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局)</li> <li>・引き続き放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)</li> </ul>	

2) 的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑪水防上注意を要する箇所、水防資機材の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。</li> <li>・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。</li> <li>・水防倉庫等に土のう、スコップ等の資機材を配備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。</li> <li>・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加している。</li> <li>・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。</li> <li>・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。</li> <li>・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局)</li> <li>・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【区市町村】全区市町村が対象</li> <li>【東京都】建設局</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出水期前に建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。</li> <li>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。</li> <li>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。</li> <li>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出水期前後の、水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。</li> <li>・適宜、水防資機材の点検を実施していく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局)</li> <li>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、河川管理者から送付された資料をもとに、水防上注意を要する箇所の確認をした。</li> <li>・土のうの作成及び材料の調達を計画的に行った。</li> <li>・迅速かつ効率的に土のうを作成するため、電動土のう製造機の導入を検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。</li> <li>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。</li> <li>・注意箇所の確認をした。</li> <li>・現在備蓄している水防資機材の点検を適宜行い、計画的に資機材の入れ替えを実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。</li> <li>・現在備蓄している水防資機材の見直しを行い、今後導入すべき資機材を検討している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)</li> <li>・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)</li> <li>・新たに大容量型移動式排水ポンプ車を1台整備し、円滑な水防活動が実施できるように操作訓練の実施に向けて調整を行った。(建設局)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、河川管理者から送付された資料をもとに、水防上注意を要する箇所の確認をした。</li> <li>・土のうの作成及び材料の調達を計画的に行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。</li> <li>・適宜、水防資機材の更新を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。</li> <li>・備蓄している水防資機材の点検を適宜行い、計画的に資機材の入れ替えを実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。</li> <li>・現在備蓄している水防資機材の見直しを行い、今後導入すべき資機材を検討している。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)</li> <li>・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)</li> <li>・新たに大容量型移動式排水ポンプ車を1台整備し、円滑な水防活動が実施できるように操作訓練の実施に向けて調整を行った。(建設局)</li> </ul>	

○第五施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。	現状と課題 ・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・消防隊及び各水防関係機関の連携を強化し、水防姿勢の完全を図る目的で水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。		・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱い訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、総務局	
		今後の具体的な取組 ・引き続き、関係機関と連携した水防訓練を実施していく。 ・コロナ禍前と同様に、来賓及び見学者を招待して実施した。	・引き続き、関係機関と連携した水防訓練を実施していく。 ・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関と連携した訓練を実施していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。	・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)			
		R6年度 ・墨田区及び第七消防方面合同で水防訓練を実施した。 ・コロナ禍前と同様に、来賓及び見学者を招待して実施した。	・水防訓練を所轄消防署と合同で実施した。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前に、所轄消防署と合同水防訓練を実施している。 ・重要水防箇所(京成本線荒川橋梁部)について、河川管理者、京成電鉄と連携し水防訓練を実施している。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関と連携した訓練を実施した。	以下の日程で水防訓練に参加し、防災気象情報の周知を行った。 ・5月25日 東京消防庁・足立区総合水防訓練 プース展示 ・6月23日 東京都風水害図上訓練 気象講義 ・10月22日 東京都風水害図上訓練 気象講義 (水防以外も含む訓練参加) ・8月6日 練馬区災害対策本部設置訓練 気象講演 ・10月20日 清瀬市総合防災訓練 プース展示 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 プース展示・実演 ・11月14日 東京都図上防災訓練(南海トラフ) ・12月26日 江東5区広域避難情報発令の図上訓練	・多摩川や荒川流域の大規模風水害を想定し、江東・多摩地域の8自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)			
		R7年度 ・墨田区及び本所・向島消防署合同で水防訓練を実施した。 ・コロナ禍前と同様に、来賓及び見学者を招待して実施した。	・水防訓練を所轄消防署と合同で実施した。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前に、所轄消防署と合同水防訓練を実施している。 ・重要水防箇所である京成本線荒川橋梁部において、河川管理者、京成電鉄と連携し水防訓練を実施している。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関と連携した訓練を実施した。	以下の日程で水防訓練に参加し、防災気象情報の周知・広報や関係機関との連携強化に係る取組を行った。 ・5月24日 東京消防庁・北区総合水防訓練 ・5月27日 東京都風水害図上訓練 ・7月23日 練馬区風水害リスクマネジメント研修 ・12月24日 江東5区広域避難情報発令の図上訓練	・超大型で猛烈な台風の接近及びそれに伴う集中豪雨等の発生を想定し、都内20自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練を実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参加した。(建設局)			
②水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題 ・毎年出水期前に区報で水害対策啓発の記事を掲載している。 ・防災フェア等で水害対策の啓発活動をしている。 ・区ホームページや区報等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・資機材の供給や優良消防団員の表彰等を通じて消防団員の活動を支援し、さらにホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・あらゆる機会を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組 ・引き続き、区報等を通じて啓発活動を実施していく。 ・引き続き、区ホームページや区報等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、消防団の活動を支援し、ホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)			
		R6年度 ・区ホームページや区報等を通じて、消防団員の募集を行った。また区報にて、水害への備えを周知した。 ・区の新研修で、区職員に対して消防団の募集を行った。	・資機材の供給や優良消防団員の表彰等を通じて消防団の活動を支援し、さらにホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを検討していく。	・区役所本庁舎で消防団員の募集のポスターを掲示し広報を行っている。	・区で行う防災イベントで、消防団募集広報のブースを設置している。	・東京都防災(旧Twitter)等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)			
		R7年度 ・区ホームページや区報等を通じて、消防団員の募集を行った。また区報にて、水害への備えを周知した。 ・区の新研修で、区職員に対して消防団の募集を行った。	・資機材の供給や優良消防団員の表彰等を通じて消防団の活動を支援し、さらにホームページや広報誌等を通じて自主防災組織(災害協力隊)等の設立を図っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・区役所本庁舎で消防団員の募集のポスターを掲示し広報を行っている。	・区で行う防災イベントで、消防団募集広報のブースを設置している。	・危機管理産業展への参加や東京都防災(旧Twitter)等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)			
③水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	現状と課題 ・区の防災体制をより確固なものとするため、消防団が実施する事業等に対しその費用を助成している。	・消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化している。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・水防訓練等の機会を通じて消防団間の連携、協力体制を強化している。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局	
		今後の具体的な取組 ・引き続き、消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化していく。	・引き続き、消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。若い世代を将来の地域防災の担い手として確保するため、大学等と入団促進活動を定例化できるよう協議するとともに、消防少年団員についても積極的な入団促進を図っていく。	・引き続き、水防訓練等の機会を通じて消防団間の連携、協力体制を強化していく。	・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有している。(港湾局、建設局)	連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有している。(港湾局、建設局)			
		R6年度 ・墨田区及び第七消防方面合同で水防訓練を実施した。	・消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化している。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有している。(港湾局、建設局)	・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有している。(港湾局、建設局)			
		R7年度 ・墨田区及び本所・向島消防署合同で水防訓練を実施した。	・消防団運営委員会や防災訓練等を通じ、消防団間の連携、協力体制を強化している。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有している。(港湾局、建設局)	・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有している。(港湾局、建設局)			

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④災害拠点病院等の施設情報伝達への充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する浸水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、適用していく。	現状と課題 ・区内の都管理河川において浸水が想定されている河川はないが、荒川洪水浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認している。 ・洪水時の情報は、FAXや無線等を活用して伝達している。	・災害拠点病院の立地状況を確認し、地域防災計画に位置づけている。 ・洪水時の情報は、FAXや無線等を活用して伝達している。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置づけている。 ・洪水時の情報をFAX等で伝達している。	・要配慮者利用施設でもある病院に対し、洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討していく必要がある。				・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において設定完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)			
		R6年度 ・災害拠点病院等の施設に設置している区防災無線を使用し、定期的に通信訓練を実施した。 ・保健関係部署が病院と連携して実施した防災訓練に参加した。	・災害拠点病院等の施設に設置している区防災無線を使用し、定期的に通信訓練を実施した。 ・保健関係部署が病院と連携して実施した防災訓練に参加した。	・災害拠点病院等の施設に設置している区防災無線を使用し、定期的に通信訓練を実施した。 ・保健関係部署が病院と連携して実施した防災訓練に参加した。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討し、今後東京都から公表される水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院等に対しては、病院での状況(電気等の確認や患者等の対応)を把握し検討する。 ・引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討する。	・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)			
		R7年度 ・災害拠点病院等の施設に設置している区防災無線を使用し、定期的に通信訓練を実施した。 ・保健関係部署が病院と連携して実施した防災訓練に参加した。	・災害拠点病院等の施設に設置している区防災無線を使用し、定期的に通信訓練を実施した。 ・保健関係部署が病院と連携して実施した防災訓練に参加した。	・災害拠点病院等の施設に設置している区防災無線を使用し、定期的に通信訓練を実施した。 ・保健関係部署が病院と連携して実施した防災訓練に参加した。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討し、今後東京都から公表される水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。 ・災害拠点病院の水害BCP策定に協力している。	・浸水予想区域内の災害拠点病院等に対しては、病院での状況(電気等の確認や患者等の対応)を把握し検討する。 ・引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討する。	・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)			

○第五施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①洪水時の区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を軽減し、適切な備蓄を確保するための必要な対策(耐水化等)の対策の充実	区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を軽減し、適切な備蓄を確保するための必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	・水害時には地下駐車場の出入口及び区役所庁舎1階の出入り口に、止水板(防潮板)を設置することとしている。	・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようになっていることが課題である。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。 ・自家発電機等の耐水化を検討している。 ・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようになっていることが課題である。	・本庁舎については浸水深以上の2階に非常用電源を確保している。 ・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討している。			【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組	・区役所庁舎の地下にある自家発電機の水害時における対応について検討する。	・耐水化等の対策を検討していく。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・引き続き、小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)
		R6年度	・台風時には即座に止水板を設置できるよう準備を行った。	・排水ポンプ等の資機材の整理を行い配備している。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応をしている。 ・災害時の停電に備え、ソーラー充電も可能な非常用蓄電池を配備している。			・引き続き、申請のあった区市町村へ、災対本部の設置される区市町村庁舎に対する非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・下水道施設について、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局)
		R7年度	・台風時には即座に止水板を設置できるよう準備を行った。	・排水ポンプ等の資機材の整理を行い配備している。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・新庁舎への移転を踏まえ、耐水化等の対策を検討していく。	・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応をしている。 ・災害時の停電に備え、ソーラー充電も可能な非常用蓄電池を配備している。			・引き続き、申請のあった区市町村へ、災対本部の設置される区市町村庁舎に対する非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・引き続き、水再生センターやポンプ所等において、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、いずれにも対応できる対策高に耐水化をレベルアップするよう検討する。(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。(港湾局)

3) 冠層水の排水に関する取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②排水施設の排水設備の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。			【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組	・引き続き、排水ポンプ等の資機材を配備する。	・配備している資機材について定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する。	・配備している資機材について定期的に点検し、維持管理していく。			・排水機等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)
		R6年度	・排水ポンプ及び排水ポンプ用発電機の整備状況を確認し、適切に維持管理している。 ・可搬式排水ポンプの老朽化に伴い、機器の更新を順次実施している。	・排水ポンプ等の資機材の整理を行い配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備について検討している。 ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・配備している資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。	・排水ポンプ等の資機材を配備について検討している。 ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・配備している資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。			・東京都コンクリート圧送機同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) ・引き続き、排水機やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・排水機能等の下水道機能を確保するため、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を実施(下水道局) ・東京都における排水作業準備計画に基づき、図上訓練を実施した。(建設局)
		R7年度	・排水ポンプ及び排水ポンプ用発電機の整備状況を確認し、適切に維持管理している。	・排水ポンプ等の資機材の整理を行い配備している。	・排水ポンプ等の資機材について適時更新を実施している。 ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・配備している資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。	・排水ポンプ等の資機材を配備について検討している。 ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・配備している資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。			・東京都コンクリート圧送機同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) ・引き続き、排水機やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・引き続き、水再生センターやポンプ所等において、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、いずれにも対応できる対策高に耐水化をレベルアップするよう検討する。(下水道局) ・東京都における排水作業準備計画に基づき、図上訓練を実施した。(建設局)

4) その他の取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 東京都河川維持管理基本方針等に基づき、崩水・堆積土砂等の除去など、河川の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	現状と課題	・年に一度の護岸点検や、地震時の護岸点検等により、河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。			【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行う29区が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。			・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)
		R6年度	・出水期前に河川管理施設(護岸)を点検し、適切に維持管理している。	・点検やパトロール等を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に水門について点検を行い、適切に維持管理を実施している。また、耐震化を進めている。 ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。			・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)
		R7年度	・出水期前に河川管理施設(護岸)を点検し、適切に維持管理している。	・点検やパトロール等を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に水門について点検を行い、適切に維持管理を実施している。また、耐震化を進めている。 ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。			・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)

○第五施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④水門、堤防等の施設の適度な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラッグ化等の取組について共有する。</li> <li>都管理の遠隔操作化している水門・堤防の運用方法について情報を共有する。</li> <li>都管理の水門・堤防等について、施設の適度な運用体制を検討する。</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>水門、堤防については、遠隔操作化して運用している。(建設局)</li> <li>下水道局管理の水門について、内地の安全な場所から遠隔操作できるよう対策(下水道局)</li> </ul>	【東京都】建設局、下水道局	
		今後の具体的な取組							<ul style="list-style-type: none"> <li>水門、堤防の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局)</li> <li>引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と水門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局)</li> <li>国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラッグ化等の取組について共有していく。(建設局)</li> </ul>	
		R6年度							引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局)	
		R7年度							引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局)	
④水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまるとまるとハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)</li> </ul>	【東京都】建設局	
		今後の具体的な取組							引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
		R6年度							<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨に係る浸水予想区域の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまるとまるとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)</li> </ul>	
		R7年度							<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨に係る浸水予想区域の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるとまるとまるとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)</li> </ul>	
④適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局、下水道局)</li> </ul>	【東京都】住宅政策本部、建設局、下水道局	
		今後の具体的な取組							水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)	
		R6年度							水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	
		R7年度							水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	
④災害時及び災害復旧に対する支援強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参加する。</li> <li>災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、東京都が実施している研修へ参加している。</li> <li>災害対応にあたる人材を育成することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、東京都が実施している研修へ参加している。</li> <li>災害対応にあたる人材を育成することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、東京都が実施している研修へ参加している。</li> <li>災害対応にあたる人材を育成することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、東京都が実施している研修へ参加している。</li> <li>災害対応にあたる人材を育成することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国が実施している研修等に参加している。(建設局)</li> <li>災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局)</li> <li>災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)</li> </ul>	【区市町村】全区市町村が対象【気象台】建設局	
		今後の具体的な取組	引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	自治体担当者を利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。		引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)	
		R6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で情報共有を図った。</li> <li>能登半島地震で現地に応援に行った職員から、現地の様子や災害対応情報を共有してもらった。</li> </ul>	国、東京都が実施している研修へ参加している。	国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>講習・講演会等について、東京都防災気象講習会(4月23日)、東京都総合土砂災害推進連絡会(5月21日)、東京湾台風等対策協議会(6月25日)、東京都国民保護協議会(10月29日)において講演や解説を行った。</li> <li>自治体の防災担当職員を対象とする気象防災ワークショップを行った(5月28日【土砂】、6月9日【洪水】、2月4日予定【土砂】)。</li> <li>東京都が生産する原上訓練(6月28日、10月22日、11月14日)に参加し、気象・地震の解説を行った。</li> <li>災害時の首長ホットラインの疎通確認を行い緊急時に備えた。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国が実施している研修等に参加した。(建設局)</li> <li>災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)</li> </ul>	
		R7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で情報共有を図った。</li> </ul>	国、東京都が実施している研修へ参加している。	国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内自治体の防災担当職員を対象とする気象防災ワークショップを行った(5月22日、5月28日、2月16日予定)。(8月14日)</li> <li>江東区を対象に気象防災ワークショップを行った。(8月14日)</li> <li>東京都風水害原上訓練に参加し、気象解説を行った。(5月27日)</li> <li>災害時の首長ホットラインの疎通確認を行い緊急時に備えた。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国が実施している研修等に参加した。(建設局)</li> <li>災害復旧に関する内部研修の充実に向けて、引き続き改善していく。(建設局)</li> </ul>	

○第五施設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	墨田区	江東区	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④災害情報等の共有体制の強化	DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題 区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はないが、DISにて災害情報や避難情報を共有している。	DISにて災害情報や避難情報を共有している。	DISにて災害情報や避難情報を共有している。	DISにて災害情報や避難情報を共有している。			区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) 区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組 DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)	
		R6年度 DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有した。 無線担当内においてDISの操作・習熟訓練を行った。	災害情報や避難情報をDISで迅速に共有していく。	DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、定期通信訓練に参加して取り扱いの習熟に努めている。 引き続き本部開設訓練時にDIS取り扱いの習熟に取り組んでいく。			引き続き、DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。(総務局)	
		R7年度 DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有した。 無線担当内においてDISの操作・習熟訓練を行った。	災害情報や避難情報をDISで迅速に共有していく。	DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、定期通信訓練に参加して取り扱いの習熟に努めている。 引き続き本部開設訓練時にDIS取り扱いの習熟に取り組んでいく。			引き続き、DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。(総務局)	
④地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	国管理河川を対象とした大規模冠水減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題					平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 令和7年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	【関東地方整備局】	
		今後の具体的な取組					国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。		
		R6年度					減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。		
		R7年度					減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系(東京都)の減災に関する取組方針が今年で第2期(令和3～令和7年)の最終年を迎えたことを踏まえ、第3期(令和8～令和12年)に向けた減災に係る取組方針の改定を行った。 灌漑農業者利用施設における水害時の避難訓練実施促進に向けたパンフレットを作成、公表した。		